

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (医療証の有効期限) 第11条 医療証の有効期限は、当該医療証に係る乳児又は幼児等が満1歳から<u>満11歳</u>までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日又は<u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月の末日までとする。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (医療証の有効期限) 第11条 医療証の有効期限は、当該医療証に係る乳児又は幼児等が満1歳から<u>満14歳</u>までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日又は<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月の末日までとする。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成28年寒川町条例第 号)附則第3項の規定により同条例の施行日前において同条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者に交付する医療証の有効期限は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則第11条に規定する日とすることができる。</u>